

## 兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済(退職共済)について

兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済（以下、退職共済という。）は、県内の民間社会福祉事業に従事する職員の福利増進を図り、福祉人材の確保と定着を通じて社会福祉事業の振興に寄与するために、退職金の上乗せ制度として平成5年4月にスタートしました。以下、現在の制度の運営状況等をご報告します。

◆掛金…毎月、事業主と加入職員が、それぞれ次の通り掛金を負担します。

事業主：本俸月額の1,000分の29

本俸月額は4月1日時点の額を基準とします。

加入職員：本俸月額の1,000分の29

年度途中に共済加入する場合は、加入月の1日時点が基準になります。

◆給付金の種類

①退職一時金…加入職員が退職した際に給付します。

(計算式) 全加入期間における掛金累計額×加入期間別乗率 (退職一時金算定乗率)

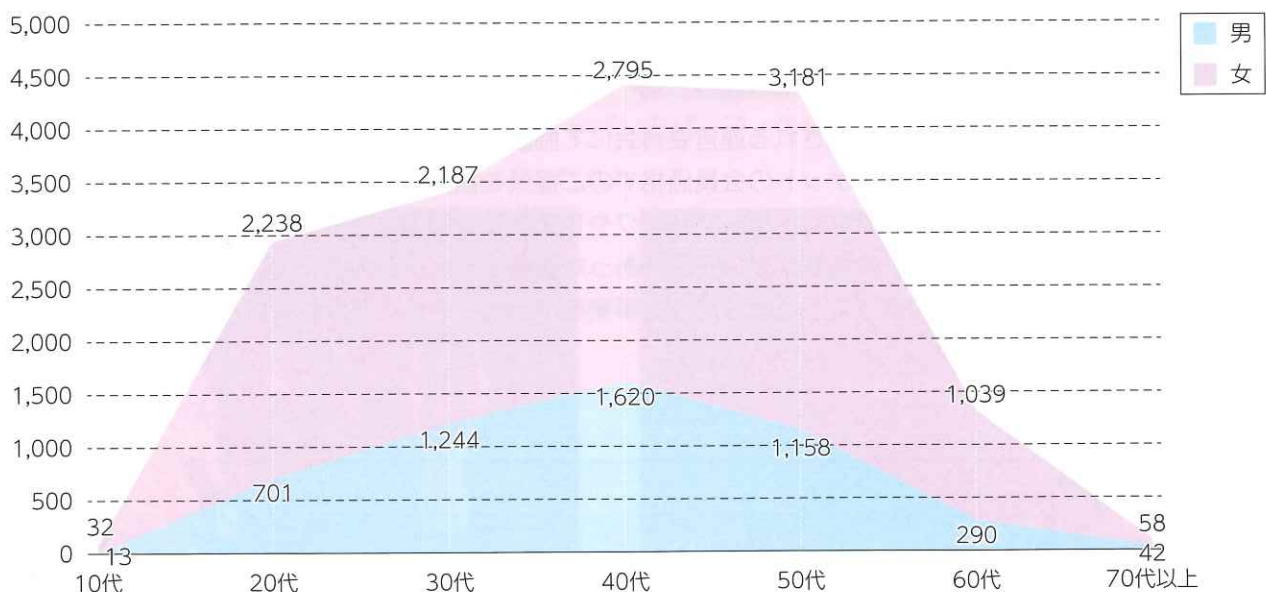
12ページ参照

②遺族一時金…加入職員が死亡した場合、退職一時金と同額をご遺族に給付します。

◆加入の状況 (令和6年12月末日現在)

種別	令和6年12月末日現在			
	施設数	加入者数		総計
		男	女	
老人	255	2,932	5,955	8,887
障害者・児支援事業所	161	1,600	2,281	3,881
保育所	142	119	2,170	2,289
母子・乳児・児童養護	30	95	405	500
更生施設	4	16	41	57
社会福祉協議会	17	99	300	399
福祉団体	6	8	11	19
その他	27	199	367	566
計	642	5,068	11,530	16,598

◆男女別・年代別加入状況



(参考)全加入者の平均的な姿

年齢：43.0歳

加入期間：9.0年

平均給付額：219,449円

(※令和6年3月末日時点[令和5年度財政決算]より)

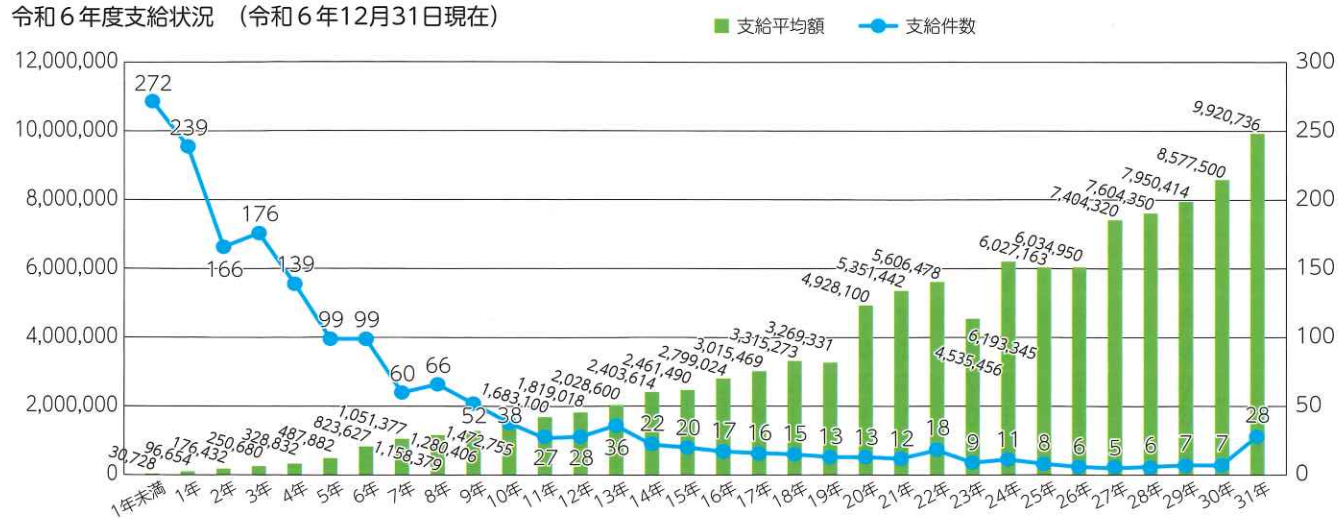
## ◆給付の状況（令和6年12月末日現在）

	人数	%	令和5年度末	
退職一時金	1,721件	99.5%	2,084件	92.5%
遺族一時金	9件	0.5%	7件	0.4%
脱退一時金	0件	0.0%	161件	7.1%
合計	1,730件	100.0%	2,252件	100.0%

## ◆加入期間別給付件数と平均額

加入年数	令和6年12月31日現在			
	支給件数	支給合計金額	支給平均額	平均本俸月額
1年未満	272	8,358,000	30,728	189,228
1年	239	23,100,200	96,654	188,367
2年	166	29,287,700	176,432	192,766
3年	176	44,119,600	250,680	192,981
4年	139	45,707,600	328,832	192,866
5年	99	48,300,300	487,882	196,173
6年	99	81,539,100	823,627	198,401
7年	60	63,082,600	1,051,377	216,898
8年	66	76,453,000	1,158,379	208,044
9年	52	66,581,100	1,280,406	208,082
10年	38	55,964,700	1,472,755	210,569
11年	27	45,443,700	1,683,100	214,292
12年	28	50,932,500	1,819,018	205,008
13年	36	73,029,600	2,028,600	224,238
14年	22	52,879,500	2,403,614	231,343
15年	20	49,229,800	2,461,490	213,670
16年	17	47,583,400	2,799,024	230,469
17年	16	48,247,500	3,015,469	233,223
18年	15	49,729,100	3,315,273	231,782
19年	13	42,501,300	3,269,331	222,249
20年	13	64,065,300	4,928,100	326,347
21年	12	64,217,300	5,351,442	274,819
22年	18	100,916,600	5,606,478	307,829
23年	9	40,819,100	4,535,456	230,046
24年	11	68,126,800	6,193,345	303,170
25年	8	48,217,300	6,027,163	278,928
26年	6	36,209,700	6,034,950	247,447
27年	5	37,021,600	7,404,320	298,571
28年	6	45,626,100	7,604,350	308,202
29年	7	55,652,900	7,950,414	307,977
30年	7	60,042,500	8,577,500	305,807
31年	28	277,780,600	9,920,736	343,101
総計	1,730	1,900,766,100	1,098,709	241,653

## 令和6年度支給状況（令和6年12月31日現在）



◆ご存知ですか? あなたの退職金のこと  
退職一時金の額を計算してみるとこうなります…

(退職一時金の計算式) 全加入期間における掛金累計額×退職一時金算定乗率

※掛金累計額は、加入職員と事業主の負担額の合計額です。

※100円未満の端数は切り捨てます。

例) 10年6カ月加入し、掛金累計額が100万円のAさんの場合： $1,000,000 \times 1.067 = 1,067,000$ 円  
└──────────┘ 退職一時金算定乗率

《退職一時金算定乗率》

月数 年数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0		0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500
1	0.558	0.559	0.560	0.560	0.561	0.562	0.563	0.563	0.564	0.565	0.566	0.566
2	0.567	0.568	0.568	0.569	0.570	0.570	0.571	0.572	0.572	0.573	0.574	0.574
3	0.575	0.576	0.577	0.577	0.578	0.579	0.580	0.580	0.581	0.582	0.583	0.583
4	0.584	0.585	0.586	0.586	0.587	0.588	0.589	0.589	0.590	0.591	0.592	0.592
5	0.593	0.626	0.658	0.691	0.723	0.756	0.789	0.821	0.854	0.886	0.919	0.951
6	0.984	0.985	0.987	0.988	0.989	0.990	0.992	0.993	0.994	0.995	0.997	0.998
7	0.999	1.000	1.002	1.003	1.004	1.005	1.007	1.008	1.009	1.010	1.012	1.013
8	1.014	1.015	1.017	1.018	1.019	1.020	1.022	1.023	1.024	1.025	1.027	1.028
9	1.029	1.030	1.032	1.033	1.034	1.035	1.037	1.038	1.039	1.040	1.042	1.043
10	1.044	1.048	1.052	1.056	1.059	1.063	1.067	1.071	1.075	1.079	1.082	1.086
11	1.090	1.091	1.093	1.094	1.095	1.097	1.098	1.099	1.101	1.102	1.103	1.105
12	1.106	1.107	1.109	1.110	1.112	1.113	1.115	1.116	1.117	1.119	1.120	1.122
13	1.123	1.124	1.126	1.127	1.128	1.130	1.131	1.132	1.134	1.135	1.136	1.138
14	1.139	1.140	1.142	1.143	1.145	1.146	1.148	1.149	1.150	1.152	1.153	1.155
15	1.156	1.160	1.164	1.169	1.173	1.177	1.181	1.185	1.189	1.194	1.198	1.202
16	1.206	1.208	1.209	1.211	1.212	1.214	1.215	1.217	1.218	1.220	1.221	1.223
17	1.224	1.226	1.227	1.229	1.230	1.232	1.233	1.235	1.236	1.238	1.239	1.241
18	1.242	1.244	1.245	1.247	1.248	1.250	1.252	1.253	1.255	1.256	1.258	1.259
19	1.261	1.263	1.264	1.266	1.267	1.269	1.271	1.272	1.274	1.275	1.277	1.278
20	1.280	1.287	1.295	1.302	1.309	1.316	1.324	1.331	1.338	1.345	1.353	1.360
21	1.367	1.369	1.371	1.372	1.374	1.376	1.378	1.379	1.381	1.383	1.385	1.386
22	1.388	1.390	1.391	1.393	1.395	1.396	1.398	1.400	1.401	1.403	1.405	1.406
23	1.408	1.410	1.412	1.414	1.415	1.417	1.419	1.421	1.423	1.425	1.426	1.428
24	1.430	1.432	1.434	1.435	1.437	1.439	1.441	1.442	1.444	1.446	1.448	1.449
25	1.451	1.453	1.455	1.457	1.458	1.460	1.462	1.464	1.466	1.468	1.469	1.471
26	1.473	1.475	1.477	1.479	1.480	1.482	1.484	1.486	1.488	1.490	1.491	1.493
27	1.495	1.497	1.499	1.501	1.502	1.504	1.506	1.508	1.510	1.512	1.513	1.515
28	1.517	1.519	1.521	1.523	1.525	1.527	1.529	1.530	1.532	1.534	1.536	1.538
29	1.540	1.542	1.544	1.546	1.548	1.550	1.552	1.553	1.555	1.557	1.559	1.561
30	1.563	1.565	1.567	1.569	1.571	1.573	1.575	1.577	1.579	1.581	1.583	1.585
31	1.587	1.589	1.591	1.593	1.595	1.597	1.599	1.600	1.602	1.604	1.606	1.608
32	1.610	1.612	1.614	1.616	1.618	1.620	1.622	1.624	1.626	1.628	1.630	1.632
33	1.634	1.636	1.638	1.640	1.642	1.644	1.647	1.649	1.651	1.653	1.655	1.657
34	1.659	1.661	1.663	1.665	1.667	1.669	1.672	1.674	1.676	1.678	1.680	1.682
35	1.684	1.686	1.688	1.690	1.692	1.694	1.697	1.699	1.701	1.703	1.705	1.707
36	1.709	1.711	1.713	1.716	1.718	1.720	1.722	1.724	1.726	1.729	1.731	1.733
37	1.735	1.737	1.739	1.742	1.744	1.746	1.748	1.750	1.752	1.755	1.757	1.759
38	1.761	1.763	1.765	1.768	1.770	1.772	1.774	1.776	1.778	1.781	1.783	1.785
39	1.787	1.789	1.792	1.794	1.796	1.798	1.801	1.803	1.805	1.807	1.810	1.812
40	1.814	1.816	1.819	1.821	1.823	1.825	1.828	1.830	1.832	1.834	1.837	1.839
41	1.841	1.843	1.846	1.848	1.850	1.853	1.855	1.857	1.860	1.862	1.864	1.867
42	1.869	1.871	1.874	1.876	1.878	1.881	1.883	1.885	1.888	1.890	1.892	1.895
43	1.897	1.899	1.902	1.904	1.906	1.909	1.911	1.914	1.916	1.918	1.921	1.923
44	1.925	1.928	1.930	1.933	1.935	1.937	1.940	1.942	1.945	1.947	1.949	1.952
45	1.954											

### <給付に関する留意点>

■給付の計算において、100円未満の端数は切り捨てます。

#### ■給付制限規定

次のいずれかの事由に該当して退職すると、計算式で算出される退職一時金が満額給付にならない場合があります。

##### (1)給付制限となる対象

- ①懲戒解雇またはそれに準じる処分により退職した場合（労働基準監督署長の認定書（写し）の提出が必要）
- ②犯罪行為、その他これに準ずる重大な非行により退職した場合（事業主の事情を説明した書類及びその事実を証する書類の提出が必要）
- ③虚偽または不正にもとづく給付金請求・受領が明らかになった場合
- ④その他、県社協会長が認めた場合

※少なくとも職員掛金  
累計相当額は加入職員  
に給付されます。

##### (2)給付額および送金先

- ①・② ⇒退職一時給付額を事業主に送金し、取扱は事業主に委ねます。
- ③・④ ⇒県社協に設置されている運営委員会で審議します。

#### ■脱退一時金

法人が共済契約を解除し、加入職員全員が共済制度を退会する場合は、退職一時金の70%の額を給付します。

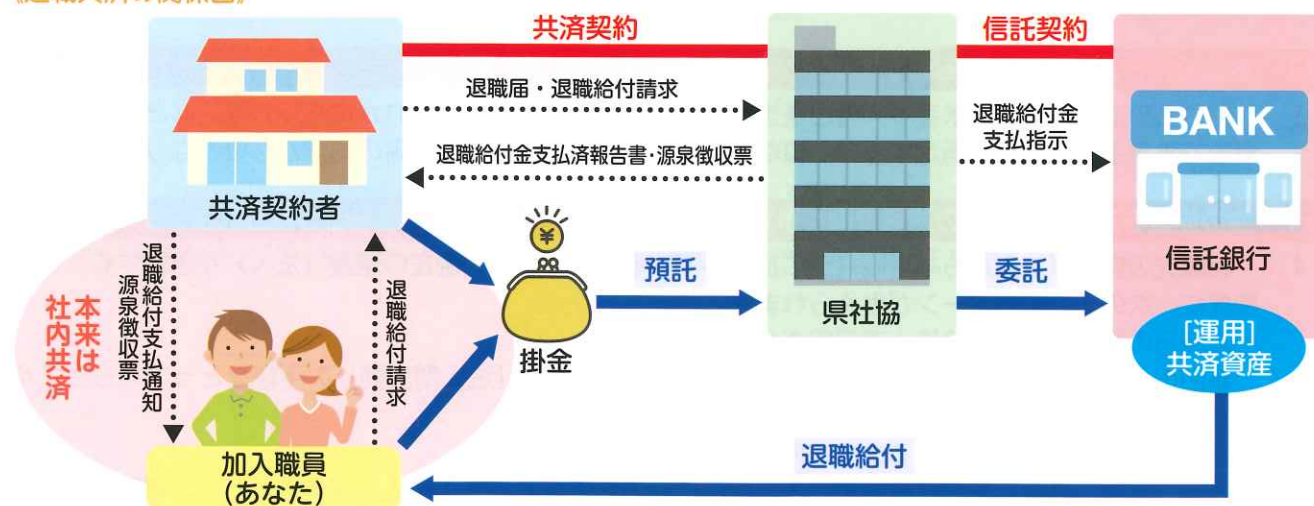
※退職一時金の70%の額が、職員掛金累計相当額に満たない場合は、職員掛金累計相当額を給付

### 【参考】掛金と給付の仕組み

退職共済の概要については10ページのとおりです。退職金とは一般的に、報償や退職後の所得保障等といった観点から各事業主が積立し、職員の退職時に支給するものです。しかし、その制度設計や積立資産の管理を個々の法人で行うのは難しく、また資産規模を考えると運用益などにも限界があります。

そこで、県内社会福祉法人等が法人内で積立てるべき資産を県社協に預託し、スケールメリットを活かした管理・資産運用を行えるようにしたのがこの退職共済です。

### 《退職共済の関係図》



退職共済は、社内共済の代行的役割を担うため、各法人代表者と県社協の間で共済契約を結び、毎月拠出される掛金を県社協がとりまとめ、県社協と信託契約を結んだ信託銀行が共済資産として運用し、退職の際に対象者に給付する仕組みとなっています。

#### ①みんなの掛金はどこに行くの？

毎月の掛金は全額、県社協を経由して信託銀行で運用されます。他の加入職員・事業主の掛金とともに共済資産として管理・運用され、毎月の給付、信託銀行への信託報酬（年2回）、県社協の事務費（年1回）の支払が必要となるときに、必要な額だけを現金化しています。

## ②「資産運用」は必要なの？

まずどのくらい給付するのか、給付水準を設定してから、掛金と運用益の見込みを立てます。

掛金だけで給付を賄うのであれば、各法人で積立をすれば済みますが、より手厚い給付を行うためには、掛金を引き上げるか運用益で賄うかを選択することになります。掛金を抑えつつ、中長期的な視点で安定的な給付に備えるためにも、資産運用は欠かせません。

給付 = 掛金 + 運用益

20	50	} 運用益
50	50	
給付A	給付B	} 掛金

(例) 掛金が50ある場合：

Aのように、必要な給付額が70ならば、運用益は20で充足できますが、Bのように、給付額100の場合は、50の運用益が必要となります。

共済契約者と加入職員の掛金が共済制度として取りまとめられ、資産規模が大きくなればなるほどより多くの運用商品への資産分散が可能となります。また、分散させた資産を長期運用することができるようになるため、短期的な相場の変動によるリスクも分散できます。

## 退職共済の は ・ て ・ な ？

## Q1 長期休業（出産や療養等）する場合、その期間も掛金を納めないといけませんか？

A1 「加入者異動・変更届」において「掛金の中断」を届け出れば、掛金の納付を一時休止することができます（休止中は、加入期間に算入されません）。職場復帰後、同届で「掛金の復活」を届け出ると、掛金の納付を再開できます。

## Q2 退職の届出をしてから、実際に退職一時金が支給されるまでに、どのくらいの期間がかかりますか？

A2 事業主を通じて「職員退会届兼退職一時金請求書」を毎月10日までに（必着）県社協あてお送りいただければ、原則、翌月25日に支給をしています（25日が銀行休業日の場合はその前営業日に繰り上がります）。ただし、書類の記入漏れや送金先の口座名義等に変更があると、支給が遅れることとなりますので、ご留意願います。

## Q3 退職金はどこに送金されるのですか？

A3 給付金の送金先は、請求者本人の口座または事業主の指定口座のいずれかになります。なお、請求者に無断で事業主が送金先を指定することのないよう、送金先には必ず請求者の同意が必要となります。

## Q4 今の施設を退職後は、別の施設で働く予定です。共済に加入し続けるには、どうすればよいですか？

A4 転職先の施設（法人）も本退職共済に加入していること、また、現在の施設（法人）が承諾することを前提に、次の2つのパターンが考えられます。

## ①退職日の翌日から、別の法人で採用される場合

新旧のお勤め法人において、「加入者異動・変更届」により「法人間異動」の手続きをとってもらってください。

## ②退職後、別の法人に就職するまでに期間がある場合

今回「退職一時金」を受け取らず、5年以内に別の本退職共済加入法人に採用されれば、退職前の共済加入期間が通算できます。なお、掛金を中断しないと、退職後も掛金が請求されてしまうため、退職時に「加入者異動・変更届」で「掛金の中断」を現在お勤めの法人から届け出てもらってください。

ただし、退職一時金の請求には、5年の時効があること、また、再就職の際には、前の法人から「加入者異動・変更届」において「掛金の復活」と「法人間異動」を届け出いただく必要がありますので、ご留意願います。

## Q5 自分の退職金がどのくらいになるのか知りたいのですが、どうすればよいですか？

A5 毎年3月に、各法人・施設に対し掛金の積立状況と当該年3月末日時点で仮に退職した場合の一時金の額をお知らせしています。各法人・施設の共済の事務担当者にお問い合わせください。

## ◆退職共済の資産の運用状況について

お預かりいたしました掛金は、現在、2つの信託銀行に委託し資産運用しています。

## (1) 資産構成 (令和6年3月31日現在)

- ①信託財産 (時価) 40,811,795,486円 (前年比4,984,154,108円増)  
②年金資産 41,026,495,266円

※令和5年度「年金財政に関する報告書」による。

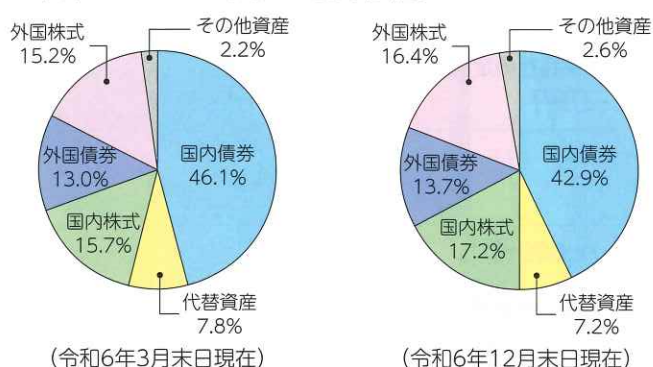
信託財産＝債券や株など有価証券化されて運用されている資産	給付や掛金など、信託財産に含まれていない資産
年金資産	

- ③運用信託銀行 三菱UFJ信託銀行 (54%)、三井住友信託銀行 (46%) \*( )内はシェア  
④要支給額と責任準備金 (令和6年3月末日時点)

種類	内容	金額	充足率
責任準備金	将来の給付を賄うために、計算基準日の時点で留保しておかなければならない金額。	31,466,286,307円	126.6%
要支給額	基準日時点で、本共済の加入職員全員が退職すると仮定して、支払われる額。	23,938,842,500円	171.4%

## ⑤信託財産の構成：

〔時価ベースでの資産の配分状況〕



- ・信託財産 時価 41,762,561,210円 (A)
- ・令和6年12月掛金収入額 214,322,860円 (B)
- ・要支給額 25,573,761,800円 (C)
- ・充足率 164.1% ((A) + (B)) ÷ (C)

## 【運用状況について】

## 【令和6年度】

≪資産運用状況≫ 資産の約40%を占める国内債券が、金利上昇の影響でマイナスとなっていますが、円安の影響もあり外貨建資産が牽引し、プラス利回りを確保しています。国内債券代替のオルタナティブ資産は、国内債券のベンチマークを大きく上回っており、導入効果を発揮しています。引き続き、時価が簿価を上回る状況が続いています。

≪株式≫ 外国株は米景気減速懸念の高まりで一時的な下落も、トランプ氏の減税政策等を背景とした景気回復期待に加え、FRBの利下げを好感し上昇しました。国内株は日銀の追加利上げを受け一時急落しましたが、円安進行による企業業績の改善期待を背景に上昇しました。

≪金利≫ 外国金利はFRBによる利下げを受け一時低下しましたが、年末にかけて25年の利下げ回数が減少するとの見方が強まったことを背景に上昇しました。国内金利は日銀の追加利上げや、外国金利の影響を受け上昇しました。

≪為替≫ ドル円は、7月の日銀決定会合における追加利上げを背景に一時下落しましたが、日米金利差拡大を背景に年末にかけてドルが買われ上昇しました。ユーロ円は、賃金の高止まりを受け上昇も、ECBの利下げや欧州景気の減速懸念を背景にユーロが売られ上昇幅を縮小しました。

## 【令和5年度】

≪資産運用状況≫ 国内金利の上昇に伴い国内債券の利回りはマイナスとなりましたが、内外株式が大きく上昇したことや、資産配分要因、個別資産要因共にプラス寄与となり、当会の期待収益率(報酬控除後1.8%)を上回る結果となりました。

引き続き、時価が簿価を上回る状況が続いております。

≪株式≫ 外国株式は中東情勢緊迫化等から上値が抑制される局面もありましたが、米景気持ち直しや生成AI普及期待を背景に上昇しました。国内株式は外国株式上昇の影響に加え、円安進行による業績回復期待、東証による企業改革要請への期待を背景に上昇しました。

≪金利≫ 外国金利は、米景気持ち直しを受け上昇しましたが、欧米の利上げ打ち止め等を背景に米国金利は上昇幅を縮小、欧州金利は概ね期初水準まで低下しました。国内金利は、米国金利の影響に加え、日銀によるイールドカーブコントロール政策の柔軟化やマイナス金利解除の動きを背景に上昇しました。

≪為替≫ ドル円は円買い介入を受け神経質な動きとなる局面もありましたが、期を通じては日米の金利差が拡大するなか上昇しました。ユーロ円は、ECBが年度半ばまで利上げをするなか、日欧の政策金利差の拡大を背景に上昇しました。

## 【運用機関について】

共済では、運用にあたり平成21年4月1日より「運用基本方針」を施行しています。県社協から委託された信託銀行は、同方針を遵守して共済資産の運用、管理を行っています。

退職共済の資産運用は将来の給付に備えた資産の積み立てが目的です。資産は、定められた政策アセットミックスを基準に、時宜に応じて資産の構成を変更しながら運用されています。